

## 1 1月定例教育委員会議事録

平成26年11月10日（月）10:00～

○委員長 ただいまから平成26年11月定例教育委員会を始めます。よろしくお願いいたします。

○（一同） よろしくお願ひします。

○委員長 では、教育総務課長から日程説明をお願いします。

### 1 日程説明 教育総務課長

○教育総務課長 はい。本日の議事につきましては、議案が3件、報告事項8件、協議事項1件と計12件となっております。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長 はい。では、教育長から一般報告をお願いします。

### 2 一般報告 教育長

○教育長 はい。おはようございます。お手元にお配りしております項目に沿って説明させていただきたいと思ひます。10月21日、県の知事部局の福祉保健部と来年度の予算編成に向けた意見交換を行いました。特に発達障がい児等の早期発見、あるいは一貫した支援システムの確立に向けて、例えば市町村の教育委員会と関係首長部局との連携の面で、少し市町村によって、取組にいろいろと温度差があったりするものですから、取組の進んでいる市町村の取組を県の福祉保健部と県教委が連携することで、市町村に働きかけていくようなことで取組を強めていきたいというようなことで意見交換を行ったところでございます。10月27日には、スポーツ少年団をはじめ、スポーツの競技団体と土曜授業等に係る意見交換を実施しました。これは、学校週5日制になって10年以上経過するんですけれども、土曜日にかなりスポーツ活動をやっていたいておりまして、学校がこのたび土曜授業を進めるということにあたって、いろいろな調整が必要だという話が市町村のほうからもありまして、そのあたりの意見交換をさせていただきました。競技団体も一生懸命やっているのだから、そこが逆行する形になるというところに若干の抵抗はあったんでしょうけれども、県のほうで、土曜授業等の基準日などを決めていただければ、そこを試合の日から外すなどの調整がしやすくなるんじゃないかという意見がありました。県のほうで絶対にこの日じゃないといけないという言い方はできないんですけれども、実施するんだったらこの日はどうでしょうというような形で、市町村のほうにお示しする、あるいは競技団体にお示しするということで、その日は土曜授業が実施される可能性があるんだなということもみんなが承知しつつ進めていけばどうだろうということで大方意見がまとまりました。今、具体的な日を市町村のほうに確認しているところでございます。まもなく市町村から意見が出てくると思ひますので、それを競技団体に投げかけて調整を取りつつ、土曜授業を進めていくやり方を取れたら

というふうに思っております。10月31日には、市町村の教育長に集まってお話しして、来年度の予算で検討中の事業等について説明と意見交換を行ったところでございます。学級づくりや人間関係づくりをしっかりとやっていきたいというようなことでありますとか、国のほうでも進められつつあり、これまでもいろんな形で中学校区で授業をやったりということで、県のほうも進めてきております、小中の一貫教育について取組を強めていくというようなことについて、市町村の教育長さんも大方同意見でありまして、協力して進めていけるのではないかなというふうに思っております。最近、教育上の様々な課題が学校にその解決が持ち込まれるということが非常に増えてきていて、教員の多忙化ということを随分心配をされている教育長さんもおられました。一方では新しいことにも取り組んでいかないとはいけませんし、緊急の課題にも取り組んでいく必要があるんですけども、これまでやってきたけれど、少しやめてみようかというようなところの整理だとか、あるいは社会教育の分野で何か補っていきけるようなことができないかというような必要性も、若干私としては感じたところでございます。それから、11月の1日から3日にかけて、全国障がい者芸術文化祭のクライマックスイベントが鳥取で開催されました。県内特別支援学校の合同で400人に及ぶ大合唱団と、八頭高校の吹奏楽部とのコラボでありますとか、それから、日野高校と県立米子養護学校のコラボレーションによります荒神神楽、これは、かなり長い時間の演技だったんですけども、こうした演技が行われまして、大勢の聴衆の皆さんが、この児童生徒の練習の成果を出し切った熱演に感動されておりました。中島委員長にも大変お世話になったところでございますが、こうした取組や機運を次年度以降にも、ぜひ、つなげていきたいなというふうに思っております。それから、今日も欠席をしておりますが、小椋教育次長が、11月3日から、国のほうの海外派遣プログラムの団長として、デンマークに長期出張をしております。また、帰ってまいりましたら、デンマークの取組等々、ぜひ報告を聞きたいなというふうに思っております。それから、11月5日に、国の新年度予算に関連しまして、財務省が10月末に小学校1・2年生で行っております35人学級に目立った成果が見られないのじゃないかということで、40人に戻すべきという案を文部科学省のほうに求めたという報道がなされております。今日も資料をお配りしておりますので、詳細はあとでご覧いただきたいと思いますが、鳥取県は、国に先行する形、あるいは、全国に先駆けて少人数学級を実施しているわけでごさいます、こうした動きになっては困るということで、文部科学省のほうに出向いて、今の制度の少人数学級の堅持、あるいは、より充実に向けた取組を要望してまいったところでございます。初等中等教育局長にお会いをできまして、鳥取県の事情でありますとか、今の取組、あるいは成果についても若干資料を出させていただいて、ご説明をさせていただきました。文部科学省としても、現在の制度を堅持したうえで、自治体が、少人数学級をどんどん進めていくスタンスではなくて、自治体の裁量を大きくして、少人数学級を進めたい県は少人数学級を進めていただければいいですし、TTなどの少人数教育の部分、少人数指導の部分の強めたいというような県については、そうした取組ができるように配分する、基礎定数という言い方をさせていただきましたけれど、そこが充実するような方向で、ぜひ、がんばっていきたいんだというふうにおっしゃっておりました。鳥取県のほうでは、成果の資料をお配りしたわけなんですけれども、文部科学省からは、例えば、教職員や保護者・生徒のアンケートなどでもいいから、そうした資料があ

れば、ぜひいただきたいというような話もありまして、そうした資料についても、提出を今後考えていきたいと思っております。この件につきましては、翌11月6日に全国知事会と文部科学大臣との意見交換会がございまして、その意見交換会のなかでも、平井知事から強く、大臣のほうに意見を述べていただいたところがございます。いろいろやりとりするなかで、財務省も本気で、この40人学級に戻そうと思っているということではないかもしれないという話も一部ではございましたけれども、県としての要望をしっかりとお伝えをしたというところがございます。それから、11月7日、委員の皆さん全員のご参加をいただきまして、日野高校においてスクールミーティングを開催をいたしました。学校や生徒の今の現状と、それから、地域からも求められている、期待されている、そこのはざままで、学校としても随分苦悩しながら取組を進めていただいているなというふうに思いました。新しい学科等の創設に向けて、鋭意検討中だということがございますので、そうしたところに、県のほうも入って行って、しっかり支援をしていきたいというふうに思っております。11月8日、福井市で開催されました近畿高等学校総合文化祭の開会式に出席してまいりました。この近畿の高等学校総合文化祭について、来年度は鳥取県で開催をするということもあり、視察を兼ねて行ってまいりました。学校、町をあげて、歓迎という感じではなくて、高校生の高校生による高校生のための文化祭というような感じで、非常に手づくり感が溢れていて、ほとんど高校生が前面に出てやっているということで、これはこれで、またすごくいい感じだなあというふうに思っております。開会式自体は、ある程度、大人も入って盛り上げているわけですが、福井の発表で合唱あり、演劇あり、ダンスありというひとつの総合舞台みたいに作りあげられていて、一つひとつも、トータルとしても非常にクオリティが高く、来年度の鳥取県は大丈夫だろうかと思いつつ帰ってまいりました。そうしたところを含めて、高校生の文化活動を、来年度に向けて盛り上げていきたいなあというふうに思っております。11月9日、倉吉西高等学校の創立100周年の記念式典が倉吉未来中心でありまして、平井知事にもご出席をいただきましたが、盛大にお祝いをしてまいったところがございます。以上でございます。

○委員長 では、議題に入ります。本日の署名委員は、若原委員と佐伯委員です。お願いします。では、まず、第1号について説明をお願いします。

### 3 議事

[公開]

議案第1号 平成26年度末公立学校教職員人事異動方針について  
小中学校課長 説明

○小中学校課長 はい。小中学校課でございます。第1号、平成26年度末公立学校教職員人事異動方針について、お願いいたします。はぐっていただいて1ページが、その内容でございます。学校教育の充実発展と教育水準の向上に期するため、広く全県の視野から次の方針により人事異動を行う。1番目として、優れた資質・能力をもつ新進気鋭の者を採用する。2、優れた識見と

指導力を備え、幅広い勤務経験を有する人材を管理職に登用するとともに、若手の登用に努める。

3、地域間、学校間の格差が生じないよう幅広い人事交流と校種間の交流を行い、教職員の適正な配置に努める。4、同一校の勤務期間が長くなる傾向を排除して人事の刷新を期するとともに、短期間の異動は努めて避ける。5、へき地教育、特別支援教育、定時制・通信制教育及び教育上特別な配慮を必要とする地域における教育の充実を図るため、教職員の配置と人事交流について考慮する。6、県立学校教職員の人事異動に当たっては、校長の意見具申を尊重して行う。7、市町村立小・中・特別支援学校教職員の人事異動に当たっては、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。ただし、同一市町村教育委員会内の人事異動に当たっては、原則として、市町村教育委員会の内申に基づき行う、でございます。昨年度末と変わりました点は、6ページをご覧いただければと思います。昨年度までは、3番のところに、右側の25年度末のアンダーラインが引いてある部分ですけれども、「地域間、学校間の格差が生じないようにするとともに、全県的な学力向上の取組みを推進するため」という文言を入れておりました。議会のほうでもいろいろこれについて検討があったわけですが、ここのところは削除をさせていただきました。学力向上についてずっとこの近年、かなり力を入れてきたということで、文面にも入っていたわけですが、1ページの「学校教育の充実発展と教育の水準の向上に期する」というところで、学力向上を含め、知・徳・体、すべてについてしっかりと充実を図るという思いでこの言葉を入れております。このたびは、学力向上という文言はとって、この基本方針を定めてはどうかということで、提案させていただきます。それから、2ページ以降は、教員についての異動取扱要領でございますので、最初に県立高校のほうから説明させていただきます。

○高等学校課長 はい。高等学校課、御船でございます。平成26年度末県立学校の人事異動取扱要領でございますけれども、人事異動方針に基づきまして、要領を定めたものでございます。昨年度と何も変わってはおりませんが、管理職の人事につきましては、全県的な視野から有能な人材を任用する、若手の登用に努める、3年以上は在職させて、学校運営の充実を図るとしています。教職員の人事につきましては、全県的な視野から適正に配置するというところでございますし、また、学校間、地域間、郡市間、校種間等の幅広い人事交流を促進したいと思っております。学校の活性化、教員の指導力向上のために、同一校に勤務期間が長くなる者は、原則として8年以上の異動を促進するとしておりますし、事務職員や司書につきましても、学校の活性化のために同一校に勤務するのは、原則として4年以上の異動を促進するとしております。昨年と同じような方向で進めていきたいと思っております。以上です。

○小中学校課長 はい。4ページでございます。平成26年度末市町村（学校組合）立小・中・特別支援学校人事異動取扱要領でございます。1番の管理職の人事については、変更はございません。全県的視野から有能な人材の任用をするとともに、若手の登用に努めてまいりたいというふうに思います。これは、校長、それから副校長、教頭についても、同様でございます。2番の教職員の人事につきましても、ここも昨年度と変わっておりません。オのところですが、同一校に長年勤務した者は異動の対象とするということで、原則として7年以上というのが昨年度から変わって、今年2年目ということになります。その他については、2番につきましても変更はございません。県立特別支援学校と小中学校との人事交流の促進をしてまいりたいとい

うふうに思います。はぐっていただきまして5ページ、事務職員・学校栄養職員の人事につきましても、特に変更はございません。事務職員につきましては、原則として4年以上は異動の対象、それから、学校以外の職場との幅広い人事交流にも努めるということでございます。3、教員の採用につきましては、すでに採用試験も終わりました、発表のほうも終わっておりますので、省略をさせていただきます。4番の教職員の退職につきましては、60歳については定年退職ということですが、(2)の退職の促進ということで、心身の状況、勤務の実績その他の事情からみて、退職が適当と認められるものについては、退職を促すということです。昨年度はですね、6ページのところにありますように、まず、イとして、学校数及び学級数の減少に対応するため、退職を促進するというのを入れていましたけれど、これは削除いたしました。実際には、学校統合等もあるわけですが、退職者数も小学校とか中学校等が多い状況にありまして、あまり退職の促進をどんどんしていくとですね、ちょっと大変だなということもありますので、このところはちょっと削除させていただきました。特にいろいろな事情があるような場合については退職を促すことはありますけれど、それ以上のことは必要ないということとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 はい。何かご意見等ございますか。方針の修正点で、「全県的な学力向上の取組みを推進するため」というのは、去年だけ入っていたんですか。

○小中学校課長 過去4年間ぐらい入っておりました。

○委員長 4年ぐらい入っていたんですね。おっしゃることは、分かるんですけど、削除すると、そのことが弱くなるのかなみたいな印象や、また、逆に指摘があり得るかなとも思うんですけど、その辺は、大丈夫ですよ。

○小中学校課長 学校教諭が取り組むのは、学力向上だけではありませんので。

○委員長 もちろんそうですね。おっしゃるとおりです。

○小中学校課長 異動方針なので、やっぱり大きな部分での話が中心になるんだろうなということなので、学力向上については、いろいろなところで触れていますので、よろしいかなというふうに思います。

○委員 とりあえず世の中の流れとして男女のバランスというか、そういうこともよく言われているなかでの管理職の人事について、その点の配慮があまりないようにも思うんですが、少し何か反映させるようなことはいかがでしょうか。

○委員長 なるほどね。

○小中学校課長 実際に男性の管理職のほうが確かに多いです。基本的には男女問わずということだと思います。女性の管理職の育成について、例えば集合研修などはちょっと長い期間行くことになるので、結構男性のほうがどうしても多くなっているという傾向があるかもしれません。その辺のことも含めて、育成というところについて検討していかなきゃいけないのかなとは思ってはおります。

○委員長 確かに重要なポイントですよ。

○委員 何となく取組が遅いような感じがしますね。

○委員長 中学校や高等学校にいくにしたがって減っていくんですね、管理職が。小学校は結

構多いんですけど。

○委員 私が委員1年目のときに、学校長の人事について、何でこんなに女性が少ないんですかって質問したことがあって、そのときに、いわゆる管理職試験を受ける女性自体が少ないんだということと言われて、ああそうですかと言いました。それでもそれが2年前のことですから、そのあともずっと男女の比率を言われているので、もうちょっと積極的であってもいいと私は思っています。

○委員長 どうですか。

○委員 何かそこを反映しないと、また議会で何だかんだ言われることはないでしょうか。

○委員長 入れるとしたら方針のほうですかね。または、要領のほうに入れますか。

○委員 要領は拘束されてしまうから、方針で少し触れるほうがいいんじゃないですかね。

○教育長 若手のところに、若手、女性とかですか。

○委員長 方針の中段のところの2番ですかね。

○委員 若手だけじゃなく、女性も入れたほうがいいですね。

○委員長 女性も入れることに関して、何かご意見はどうでしょうか。

○委員 入れるのがいいんじゃないんですかね。

○委員長 どうですか。

○委員 いいと思います。まず希望する人が全般的に男性に比べれば多分少ないんですけれども、能力の高い方もいらっしゃるの。私が思ったのは、管理職のなかに女性が入っているのは、いろいろなところからの意見の吸い上げとか、調整的な部分ではいいかなとは感じていましたので、門戸を広げるという意味ではいいかなと思います。

○委員長 坂本委員はどうですか。

○委員 私もそう思います。実際に、応募する人が少なくても、方針に入れるのが社会的な今、そういう流れになっているので、その言葉を入れるのはいいと思います。

○委員長 どうでしょうか。今ここで、何番にこう入れるっていうふうにまでいきますかね、どうしますか。これいつまでに決めたいものですかね。

○小中学校課長 例年は、この11月の定例教育委員会で決めていただいています。

○委員長 はい。

○小中学校課長 決議いただいて、これを各市町村のほうに通知することとなります。

○委員長 今決めたほうがいいということですか。

○小中学校課長 お願いします。

○教育長 案はありますか。

○小中学校課長 文が変わるということになると、また文言を作る必要があろうかとは思っています。

○委員長 じゃあ、今決めちゃいましょうか。

○教育長 大至急に案を作って、決めてしまいましょうか。

○教育総務課長 今の議案を修正してそれを委員会の終わりまでに提案させてもらうという形で、大丈夫でしょうか。

○委員長 案をご検討いただいて、後で提案をお願いしましょうか。

○教育長 今日の商品会の中でまた後ほど提案します。

○委員長 後ほどということ。議案1については、保留ということにさせていただいて、次に進めます。

では、議案第2号をお願いいたします。

[公開]

議案第2号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

文化財課長 説明

○文化財課長 はい。文化財課でございます。議案第2号鳥取県文化財保護審議会への諮問についてお願いいたします。資料をめぐっていただいて1ページからお願いいたします。文化財の県指定にあたりまして、条例の規定により審議会の意見を求めようとするものでございます。今回は、3件について諮問をしたいと考えております。

まず、資料1ページ、1件目でございます。保護文化財「木造菩薩形立像」でございます。倉吉市の天台宗大日寺は、慈覚大師が創建し、のちに恵心僧都が再興したと言われます。平安時代から鎌倉時代に栄えた寺でございます。寺が所蔵しております仏像のうち、国の重要文化財に1件、県の保護文化財に2件がすでに指定されております。今回諮問する彫刻は、本堂に安置をされている仏像でございます。写真を見ていただきましてお分かりのように、右手を斜め前方におろしまして、左手は胸の前でレンゲを差した水瓶を持っております。この仏像は、十一面観音というふうに伝えられておりますけれども、頭の上の面はすでに失われておりまして、現在はございません。ということで、一応保護文化財の名称としては、木造菩薩形立像という名前にさせていただいております。製作年代は、平安時代に位置付けられまして、県内に残る古い時期のものとして重要なものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。2件目は保護文化財「小川酒造」でございます。小川酒造は、倉吉市河原町に位置いたします。小川家は江戸時代から酒造を営む旧家で、明治以降、製紙会社などを起こした実業家でもございます。写真左側の主屋は河原町の本通りに面しておりまして、造り酒屋の老舗ならではの風格を備えております。敷地の背面を流れます鉢屋川沿いには、写真の右側に載せておりますような仕込み蔵などの醸造施設も残っておりまして、敷地内建物の大部分が国の登録有形文化財、建造物に登録をされております。これらは概ね明治から大正時代にかけて建てられたものでございまして、昭和初期には現在の形にほぼ整備されたと考えられております。小川酒造は歴史的な建造物が多く残ります河原町のランドマークとして位置付けられておりまして、なかでも小川酒造の主屋は、近代における高い技術を用いて建てられた大規模な町屋建築として重要なものと考えております。

続きまして、3ページをお願いいたします。3ページは、先ほどの小川酒造と一体を成します小川家の庭園でございまして、名勝「小川氏庭園」でございます。小川氏庭園は、主屋と並びまして河原町通りに面しました「前庭」と主屋の後ろ側で土蔵との間に位置をします「中庭」、それから酒蔵施設の西側に隣接をし、鉢屋川に面します、地泉回遊式庭園。これは庭の中心に池を設

けまして、その周囲を巡りながら鑑賞をする日本庭園の形式の1つでございますが、この「観翠園」の3つで構成をされておまして、現在は国の登録記念物の庭園に登録をされております。いずれも昭和初期の作庭とみられまして、「流れ」と「回遊」を得意とする作庭家、巽武之助の代表作でございます。個人の近代庭園としては、山陰屈指の規模を誇っております。倉吉の商家の近代庭園の原点といたしまして、この庭の作庭技術、この地の、県中部地域の作庭技術に大きな影響を与えまして、また茶道など当地の芸術文化の向上にも大きく寄与した庭園として重要なものと考えております。以上3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 いかがでしょうか。よろしいですかね。では、原案のとおり決定といたします。

続いて、議案第3号ですけれども、これは人事に関する案件ですので非公開で行うこととしたと思います。いかがでしょうか。はい。では、そのように決定し、では関係課以外の方はご退席ください。

○委員長 はい。では、続いて報告事項に移ります。報告事項アからクまでありますが、まず報告事項アからウについて、まとめてご説明いただいてという形で進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### [公開]

報告事項ア いじめ・不登校対策本部会議及び鳥取県いじめ問題対策連絡協議会の概要について

いじめ・不登校総合対策センター長 説明

○いじめ・不登校総合対策センター長 いじめ・不登校総合対策センターでございます。10月中旬にいじめ・不登校対策本部会議、鳥取県いじめ問題対策連絡協議会を開催いたしましたので、概要について報告いたします。1ページをご覧ください。いじめ・不登校対策本部会議、第2回目となりますが、10月16日、この日は文部科学省が問題行動調査を公表する日でございます。データがオープンになりましたので、その機を捉えて開催いたしました。すでに委員の皆さま方につきましては、鳥取県の不登校の状況、いじめの状況については、公立のデータはお示ししております。このたび、資料中段右側にありますいじめの様態について、国が公表したものに基づいて確認をいたしました。例年どおりの傾向でございます。下にまとめてありますけれども、冷やかし、からかい、あるいは無視等と、心理系のいじめ、悪ふざけ的ないじめが全体の7割を占めているということでもあります。これは本当に些細な日常のトラブルや人間関係の変化でいじめに発展したものであろうと推測されます。普段から教員のアンテナを高くして早期発見に努めること、あるいは、仲間づくりを推進して未然防止につなげるというようなことを確認いたしました。不登校につきましては、私立・国立の数字が若干加わりまして、2ページ上段のような数字となっております。

この機を捉えまして、年度中途ということでございますので、各課の進捗状況、今後の取組について、共通理解、意見交換をしたところでございます。主な意見としてまとめてありますけれ



ども、高等学校課のほうでは、特に定時制で大きな成果をみたという、その背景に、入学時の丁寧な面談ですとか、あるいは体験活動の一層の推進が報告されました。また特別支援学校につきましても、国は調査をしておりませんが、鳥取県では独自に調査をして、その結果として、12名の不登校の生徒がいるということでありまして、内訳としましては、小学部1人、中学部4人、高等部4人というふうな状況は把握しておられます。高等部の生徒につきましても、前籍校、通常学校での不登校を継続しているということのようで、引き続き、個別に支援指導にあたられているということでもあります。成果の情報交換をしましたが、教育局のほうから、市町村教委はかなりリーダーシップを取っておられる地域があること、あるいは、全県的にですけれども、かなり小中連携が進んできているということでありました。スクールカウンセラーにつきましても、中学校に配置されておりますけれども、小学校も対象となっておりますので、その活用が進んできているというような状況。ただ、これについては、地域差・学校差があつて、十分スクールカウンセラーの活用についての情報が、小学校のほうに伝わっていないというような課題も報告されました。今後の取組について小中学校課のほうから、SSWの育成を充実していくということで、この12月から、研修会を重ねて養成をしていくということでもあります。来年度は、ソーシャルスキルを高めるような授業を行っていくということが報告されました。高等学校、特別支援学校のほうでは、hyper-QUを引き続いて活用していくというようなこと。それから、4点目でございますが、高等学校課のほうから、学習でありますとか授業の充実を図るということで子ども同士の人間関係が安定していき、これが学力向上、あるいは不登校やいじめにも成果があるんじゃないかとのことでした。それから、私ども対策センターとしましては、今後、若い先生方も増えていくということ、それから小学校での微増傾向がなかなか抑えられないということから、教員向けの研修資料を作成しているところでございます。それから、次は、体育保健課でございますが、学校の課題によって、専門家を派遣するという事業を行って、活用されているんですけども、まだ、PRの点で行きわたっていないところもあるという課題が報告されました。社会教育課のほうでは、今後、若い層をターゲットにした啓発を図っていくというようなこと。それから、教育センターでは、来年度、不登校に注力した研修を入れていきたいというようなことがありました。最後に教育長のほうから、現場の目線でもっと考えるようにという指示がありました。対処療法だけではなくてですね、根っこに近い部分の授業を検討してほしい。それは、学級づくりですとか、人間関係づくり、そこを軸に、いじめ・不登校、学力向上につなげてほしいというような総括的なまとめがございました。

続きまして、3ページをご覧ください。対策本部の前日10月15日に開催をしました。実は、国の調査結果がもうすでに例年ですと公表されていることから、この日を設定したのですが、公表がずれてしまいまして、翌日ということになって、この日は県内の状況については、第1回目にお示ししたものを確認することに留めました。中段以降でございますが、情報交換をした内容をいくつかそこに示しておりますけれども、例えば、県人権局では、相談窓口の状況について報告がありましたが、今年は少ないというような傾向が見られるということがございました。また、下から5つ目で、これはマスコミでも大きく取り上げられましたけれども、小さな町村では、なかなか専門家の確保が難しいということから、非常に重大事態に対応するときには、組織メンバ

一について、その附属機関を共同設置していこうという動きを進めているというようなことが報告されました。また、下から2つ目ですけれども、第1回目にご欠席だった法務局が、第2回目には初めて出席されまして、法務局の取組について紹介されました。会が終わったあとに、なかなか法務局の仕事を理解してもらえるとという機会がなかなかないもんだけれども、こういった機会は大変ありがたいという言葉をいただきました。次年度のいじめ対策についてということで少し意見交換をしました。そこに3点をあげております。第3回目を2月に予定しておりますので、もう少しこのあたりを丁寧に拾ったり検討したりと考えておるところであります。また、この会議を利用して、私どものほうのキャンペーンでポスターの公募をしたんですけれども、この協議会を利用して委員さん方に審査をしていただき、そういう場としても活用させていただきます。以上でございます。

[公開]

報告事項イ 平成27年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について  
高等学校課長 説明

○高等学校課長 続きまして、報告事項イでございます。高等学校課でございます。平成27年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項を作成をいたしまして、11月の上旬に東・中・西の3会場で説明会を開催したところでございます。その要項のご報告でございます。概要としましては、推薦入試、一般入試、再募集入試の検査日及び発表の日程を示しております。主な変更点は別紙の新旧対照表でお示ししておりますけれども、大きなものとして、9番の学力検査の時間割、英語の学力検査が50分から60分に変更になりましたので、その分、英語の時間が延びましたし、続く理科の時間がずれるというようなところでございます。あとは4番と8番につきましては、27年度から入学選抜手数料、あるいは入学料の納付が県の収入証紙だけではなくて、現金でも可能になったということを受けました事務的な変更でございます。それから、11番の通信制の出願の受付時間につきましては、以前は4時半にしておりましたけれども、全日制、定時制と同じように午前中にしたところでございます。主な配布先としまして、資料のとおり900部の配布をしております。説明会の日程もそこにお示ししております。ホームページでも公開をしております、広く周知をするということにしております。以上でございます。

[公開]

報告事項ウ 第3回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の概要について  
理事監兼博物館長 説明

○理事監兼博物館長 では、続きまして、報告事項ウの説明をさせていただきます。県立博物館でございます。第3回目の現状・課題検討委員会を開催いたしましたので、その結果を報告させていただくものでございます。2ページ以下に、その会議資料を付けて説明いたしました。以前に、申し上げましたように、現状分析、現状点検で、大体浮かんできました課題を大きく3つの

項目に整理してご説明したところでございます。その結果、委員会での議論でございますけれども、概要についてというペーパーをご覧いただきたいと思っております。10月27日に倉吉未来中心のほうで実施した委員会では、今回は12名中9名の出席をいただいて実施いたしました。4のところに書いておりますけれども、4の(2)で主な意見として出ましたのが、2番目の県民との連携・地域、地域への貢献、これについての議論でございますけれども、ここが一番大事じゃないかと思っております。一番最初に出てきている戦略的な運営体制の整備というのは、そういう目的を達成するための手段じゃないかということで、それが一番最初にくるのはおかしいので、後ろに持っていきべきじゃないかというご指摘がございまして、そのようにしようと思っております。また、この2番目の項目について、そこに書いてありますような、地域に限らず、国そして世界に向けて発信していくというなかで見方を考えていくべきだとか、あるいは人と物、人と人、過去と未来、地域の内と外などをつなぐ結束点としてのあり方というのを考えていくべきではないかというようなお話がございまして、そういった趣旨を現在は2番目の項目となっておりますが、冒頭の部分にもうちょっと書き込ませていただくかなというふうに考えているところでございます。ただ、具体的な、それ以外にもいろいろお話もございましたけれども、基本的には今後対策を検討していくなかで、いろいろ考えていかなければいけないというように感じる意見もいただいております。4の(2)の下のほうの、「多様なニーズに対応した基本業務の展開」についてのご意見などは、まさにそういうものだと思っております。一応そういう修正意見はございましたけれども、基本的な枠組みについてはご了解いただきましたので、そういう修正を施した課題をちょっと委員の皆さんの頭に入れていただきながら、今後対策を検討してまいりたいというふうに思っております。この対策検討の前にはですね、その後、参考になるであろう、いろいろ先進的な取組をしておられる県外の美術館・博物館等を見ていただくということで、来週から再来週に一件、教育長も含めて視察に行ってもらいたいというふうに思っておるところでございます。その結果を踏まえて、12月の中下旬には4回目の委員会は、今度は米子のほうで開催したいと思っておりますけれども、そこで対応策について検討していくこととなります。対応策の検討はおそらく1回では済まないだろうと思っておりますが、何回かの検討を経て、年度末までには、具体的な選択を提示するところまでこぎつけたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○委員長 以上、アからウまでをご説明いただきました。何かご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

○委員 県立博物館の現状、課題検討委員会は、10月27日に、この委員会を開催後に、そのあと何か話し合われるとか、そういうことは、他にはなかったのですか。2時から3時まででもう、時間が短いので、これだけの方が集まられてもったいないなと思ひました。

○理事監兼博物館長 今回はですね、基本的には委員会はこれだけです。前回はかなり内容が多岐にわたっていたんで、かなり時間をかけましたし、1回目のときには一応、現場をみていただくということにしましたけれども、今回はこの課題についての議論だけでした。ただ、次回あたりは、対応策を検討しますので、もうちょっといろいろしっかり時間をかけて議論をしていただくことになるんじゃないかというふうに思っております。例えば倉吉の博物館ですとか、そういう

ったところの状況を併せて見ていただくとかいうこともできたんですが、あいにく、いい部屋がなくてできませんでした。

○教育長 一般県民の方の参加はなかったのですか。

○理事監兼博物館長 今回も委員会のあとで、一般の傍聴の方との意見交換の時間を取るようにはしていたんですけども、一般の方の参加はなくて、むしろ、検討委員会とは別にですね、博物館協議会。これも従来から設置している諮問機関でございますけれども、この委員さんにも声をかけておまして、そちらでも並行していろいろ検討状況を報告したり協議したりしていただいているものでございますから、そちらからお二人ほど出席されて議論を聞いていただきました。今回はこれまでの議論に対する意見というものはあまりなかったような状況です。この委員会である程度、一般の方も関心を持っておられたらどんどん出ていただいて、意見交換ができればとも思っていたんですけど、なかなかそういうふうにはならないので、もうちょっと、ある程度選択肢がまとまってからになるのかもしれないかもしれませんが、県民の方の意見を聞きつつ、なんらかの形で考えないといけないのかなと思っております。

○委員 それから、イの入試の件ですけども、参考のためにお聞きするんですけど、今、大学ですとネット出願があります。非常に増えつつあるわけですけども、高校ですと全国的にはネット出願は、まだあまり例はないですか。

○高等学校課長 高等学校課でございます。それはちょっと調べたことはないんですけども、基本的に出願時は中学校がまとめて出しますものですから、個人が出すという制度ではないものですから、特にそういう必要はないと思っております。県外の出願者という場合には、こちらから郵送したりしております。

○委員 ネット出願にしますと印刷物がいらないのでだいぶ経費が安くすみます。それから、願書の処理の段階で間違いも割合少ないと言います。それから、資源の節約になる。

○高等学校課長 願書につきましては、本人の意思というものを書くものと、あとは諸帳簿、成績等は学校が作りますので、本人が作るわけではありませんので、資料としましては、1枚です。それもしかもしかも学校に出しまして、学校がまとめて最終的にこちらに出します。学校内のことをネットでやるということは、ちょっと検討はしておりませんでした。

○委員 参考意見です。

○高等学校課長 ありがとうございます。

○委員 別件で聞いてもいいですか。いじめ・不登校対策本部会議について、体育保健課の取組で、精神科医や臨床心理士等、専門家を学校へ派遣する事業についてPRの工夫が必要であるというところで、具体的にどのような事業なのかということと、どんなところで活用されているものかということが知りたいなと思いました。これまでに、精神科医の方とか臨床心理士の方に来ていただいて、教職員や保護者への講演や研修をした経験はあったんですけども、そういうことに使われたんでしょうか。お願いします。

○いじめ・不登校総合対策センター長 事業名としましては、「いじめの芽を摘む心のケア支援事業」という名称でございます。体育保健課が所管しておまして、ここに課題として挙げたのは、やはり全ての学校にこの事業が認知されていないということで、せつかくあるものだからもっと

積極的に活用してもらったほうがいいというようなご意見が出ておりました。

○委員 活用した学校はないのですか。

○体育保健課課長補佐 すいません。件数的には市町村の活用が十分でないということがあります。ちょっと件数を今持ち合わせてないんですけれども、ただ、今年度については、だいぶ去年より活用が進んでいるというような状況です。

○いじめ・不登校総合対策センター長 会議では、今年度9月末現在で県立学校で15回43時間、市町村立学校で7回17時間ということで、今後、市町村での活用を進めていきたいということでありました。

○委員 それをどのように学校で活用するのですか。生徒に対して講演をするのですか。○いじめ・不登校総合対策センター長 これはですね、個人についての相談を受けたりとか、あるいは研修会での指導・助言、学級での講話・指導というような活用だというふうに聞いております。

○委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長 大丈夫ですかね。よろしいですか。では、アからウについては以上で、残りの報告事項については時間の都合により説明を省略することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

○ はい。

○委員長 では、以上で報告事項を終わります。

続いて、協議事項2について説明をお願いします。

[公開]

協議事項2 とっとり県民カレッジのあり方及び今後の生涯学習推進施策について  
社会教育課長 説明

○社会教育課長 はい。協議事項2、とっとり県民カレッジのあり方及び今後の生涯学習推進施策についてご報告いたします。社会教育課です。今回、協議のほうに挙げさせていただきましたのは、担当課といたしましては、1番に書いてございますように、次の(1)、(2)の2点につきまして、教育審議会に正式に諮問という形で諮りたいというふうに考えております。本日はその現状について、委員の皆さんにご説明させていただき、こういう視点はどうかとか、もう少しこういう点での分析もあったらどうかというようなご意見をいただければと思っています。諮問を考えておりますのは、生涯学習振興における行政、特に県の役割について。それから2つ目、とっとり県民カレッジの方向性についての2点でございます。とっとり県民カレッジにつきましては、教育委員さんのほうには、お手元にカラー版で今年度のチラシを付けさせていただいておりますが、「未来をひらく鳥取学」のほうでご挨拶のほうをしていただいで、その内容についてはご承知いただいていると思います。

この県民カレッジにつきましては、平成7年から設置しておりまして、今年でちょうど20年目という形になっております。ただ、この平成7年のときの県民の皆さんへの生涯学習のためのカレッジとして、大きく目的が2つございましたが、多様化・高度化した学習要求に応えることということがございましたし、行政サイドのほうで体系的・総合的な学習機会の提供ということ

がございました。20年を振り返りまして、こういうことが今どういうふうな形になっているのか、県民の皆さんにとってこの県民カレッジが生涯学習の拠点なり、それから拠り所となっている形になっているか、これらを振り返ってみたいというふうに考えております。カレッジにつきましては、先ほど来ご説明させていただいておりますように、大きく2つの講座から成り立っております。「未来をひらく鳥取学」という県のほうで主催する主催講座と、それからそれぞれの市町村なり大学、こういった所で行われる講座と連携をした連携講座という2本立てでございます。知事が学長として、進めているところでございます。(3)でございますが、ただ、国のほうにおきましても生涯学習なり、またはその中核をなす社会教育のあり方というものについて、今議論が続けられております。学校教育とか家庭教育に比べて、社会教育についてはなかなか、生涯学習も含めましてなかなかその姿が見えにくい、効果が見えにくいというようなこともあって、今後、社会教育行政、生涯学習推進行政を進めていくにあたって、どういう体制なり、どういう方向が望ましいかというの、国においては引き続き議論がされているところでございます。こうしたなかで、鳥取県としまして、とっとり県民カレッジという生涯学習のこれまで中核を担っていた施策をどうもっていくかというのが大きな課題だというふうに認識しております。(4)にそのカレッジの今の現状と課題を簡単にまとめております。特に主催講座でございます「未来をひらく鳥取学」、これは大至急見直しが必要じゃないかというふうに考えております。そう言いますのも、受講者が年々減少してきております。後ほど数字のほうを見ていただきますが、受講される方が固定化されてきております。毎年同じ方が繰り返し受講されており、そして若い世代の参加が少ないです。やはり70代以上の高齢者の方に偏りが見られるということがございます。そして、カレッジ自身の大きな機能でございます情報発信機能でございますとか、様々な講座を主催している機関とのコーディネート、こういった機能についてはこれまであまり施策として力を発揮できていなかったんじゃないかというふうに思っております。こういう点での課題が、今後議論していければというふうに考えております。(5)では、事務局のほうといたしましては、こうしたカレッジの方向性として、ご議論のなかで、こうした方向はどうだろうかというふうに質問も起こっているところでございます。県民の方が今の様々な課題を持っているなかで、学習需要も多様なものがございます。こうしたなかで、「とっとり県民カレッジ」、のハード面といたしましては、県立の生涯学習センターなどの、中核施設なり、中核事業というものをどういう方向に持っていくのか、これはやはり、今一度、県民カレッジのあり方、目的というのを廃止というような厳しい言葉を使っていますけれども、それらをもう一度見直してみる必要があるんじゃないかというふうに考えております。そして講座のあり方なり、学習情報の収集、そして発信機能、様々な大学とか、市町村も講座を持っておられます。そうした所との連携、コーディネートのあり方というものについても、県の役割としてどうだろうかというふうに考えているところでございます。

めくっていただきまして、先ほど来、国のほうの議論が続いているという資料1です。国のほうでも生涯学習分科会におきまして、生涯学習のあり方、特にその核となる社会教育のあり方について、議論が続けられているところでございます。

めくっていただきまして資料2でございますが、そのイメージ図でございます。これは平成2

4年の文科省の白書の中にもこのイメージ図が付けられております。大きく生涯学習の振興行政という、学校・家庭・社会というその括りの中を含めた生涯学習というもののあり方が論じられております。従来は、社会教育については、その黄色で枠で囲った中の、学校・家庭・社会教育という、その3つの連携の中に位置付けられていたわけなんですけれども、赤字で書いてございますように、特に今後の社会教育行政の方向といたしましては、そうした自前主義、自分たちで社会教育に関係する者だけで、今後、議論するのではなくて、例えば県で言えば知事部局、そういったところすでにまちづくりなり、男女共同、高齢化への対応というのは、それぞれの部局で専門性を持って取り組んでおります。こうした所との連携を図らなければ、今後の社会教育行政の推進というのはできないということで、それを含めたあり方について再構築をすべきという提言が国のほうでもされているところでございます。

めくっていただきまして資料3でございます。県民カレッジとも関連いたしますが、生涯学習の概念でございます。生涯学習の概念は、それぞれの専門家によりまして分類が違いますけれども、1つの例といたしまして、こうした生涯学習の範囲、特にそのなかで行政が支援する範囲というものを明示させていただいております。下のところの資料の中で、赤で括らせていただいておりますが、これまで県のほうで、特に県民カレッジとして推進してきたのが、学習機会の供給サイドのなかで、自らが講座を開設し、多くの人を集めて刺激を与え、それで自らが主体的に学習していただくよう、そのきっかけを作る。そうした役割を重視して、ここに重点的に事業展開してきたところでございます。その他の機能については、特に供給者間の連携・調整を図るようなもの、こういった形については、あまりやってこなかったと言いますか、そこまでの時間なり、機能が確保できていなかったという状況がございます。

資料4をお願いしたいと思います。今後考えております県の役割といたしまして、県、そして県立の生涯学習センターというものが、これまで、生涯学習の推進の核になってまいりました。

「未来をひらく鳥取学」のように、県が企画した講座を開設し、そして県のホームページで学習情報を提供していく。そうした企画実施者の立場をこれまで担ってまいりました。ところが、市町村なり大学、NPOというようなところも自主企画での講座が多数出てきている、そうした状況のある中で、県の新たな役割といたしましては、(これから)というふうに書いてございますが、そうした関係機関との連携協調、そして企画・コーディネーターとしての立場を重視した役割というものも新たに見つけて発揮していくことが大事なんじゃないかというふうに考えております。

めくっていただきまして資料5でございますが、それをイメージ図で表したものでございます。現在、県が実施しております生涯学習といたしましては、県自らが実施している「未来をひらく鳥取学」、そして、県立生涯学習センターがやっております他の機関との連携講座なり、情報発信、こうした機能でございますが、この枠の大きさにあるように、これまではそういう講座を自ら企画して実施するというに時間をさいてきておりました。今後は、(見直し後)というふうに書いてございますが、県が自ら主催したりというものだけではなく、むしろ様々な関連する機関との連携、そしてそれらをコーディネートする機能、こういったものに力を発揮していくというカレッジの姿を変えていく方向がいいのではないかというふうに考えているところでございます。

次に参考資料1でございますが、その背景として繰り返しになるかも分かりませんが、教育委

員さんにもご挨拶いただいております「未来をひらく鳥取学」、いわゆる県民カレッジの中の主催講座でございますが、受講者の方の数の推移でございます。平成7年に開始して以降、ずっと平成20年の最初まで伸びてきたところでございます。特に平成17年には、全国生涯学習フェスティバル「まなびピア鳥取」が開催され、その前後の数年間、急激な生涯学習への関心、講座数の伸びということで受講者数が伸びてきたところでございます。ただ、ここ数年の間、やはり受講者の方の年代的な固定化・高齢化、そういったことから年々減少してきておまして、今年度はさらに少なく、730人台、733という形で減ってきているところでございます。今後もこうした高齢者の方の受講者を中心に、数のほうは減ってくるというような見通しがあるものですから、この20年を節目に、このあり方というものを抜本的に考えていく必要があるかと考えております。年代構成につきましては、下に円グラフで書いてございますように、いわゆる60歳以上の方が76%、約8割弱を占めている現状でございます。

次に参考資料2でございますが、じゃあその県の役割を変えていくにあたって、簡単に県がやめましたという形で済むのかどうなのかというのもございます。実際に県民カレッジの連携講座の内訳を見ていただきますと、平成7年のカレッジ発足当時には、県が主催する過半数の講座数を占めていました。圧倒的に県がこういったような企画で講座をやり、県民の方の学習意欲を喚起するかがというのが大切な役割で、県が主導的な役割を担ってまいりました。現在は、昨年度平成25年度では、県がこうした講座数のほうでは3割という状況であり、残りを市町村なり、高等教育機関、そして公共性の高い団体、医師会でございますとか、国際交流財団、公益財団法人、社団法人でございます。さらにNPOの一部も入っております。こうしたことから、すでに連携講座数においても、県が圧倒的に比重を占めて先頭になって引っ張っていくという、その役割はこの20年間でしっかりできたというふうに認識しており、今後は新たな県の機能を見つけ、そちらに継承していくべきだというふうに考えておるところでございます。

最後に、参考資料3でございますが、「未来をひらく鳥取学」の参加者へのアンケートを毎回取っております。今年度終了いたしました、そのアンケートにつきましてまとめたものでございます。年代につきましては、先ほどご説明しましたように、60代以上が8割弱でございます。そして次のページでございますが、「未来をひらく鳥取学」というこの県の主催の講座をどのように知ったかということについては、毎年参加しているから参加するという、いわゆる固定の受講者で占めているといった状況でございます。それから生涯学習で大切な、学んだことをどう地域の活性化に活かしていくかというその問いに対しましては、ボランティアなり地域活動というのは1割しかなく、人生を豊かにという、自分の趣味・生きがいという形での回答が多く見られるわけでございます。こうしたことから、特に若い世代への生涯学習の機会、そして、それを提供する行政の役割としてどういう形がいいのか、そして学んだことを地域にどう還元するか、そういったあたりなど、他の部局との繋がりというものをどう考えていくのか、こうしたことが今後の生涯学習を推進するにあたっては、考えていく大きなポイントかなというふうに思っております。教育審議会のほうで諮問させていただき、そのあたりをしっかりとご議論いただければというふうに考えているところでございます。説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。私から1つ、なるほどなと思っただけ今お聞きしました。私は、



とっとり県民カレッジを、要は事実上この統計にも出ていたとおり、リタイアした人のためのレクチャーの時間というようなものなのかなと思ってたんですね。でも言われれば当たり前のことで、生涯学習という言い方自体がもう古いのかなと思うんですけど、私たちは一生学び続けたい。そして成長し続けたいのだというそういう欲求に対して、世代に関わらず、あるいは通常の学校というような枠組みを超えて、いろんな人が繋がり、それぞれが、最近で言う「主体的な学習者」となって、学ぶ人となってそれぞれが成長し、トータルに社会も成長していくというような流れを作るために、非常に重要なことだと思いました。今、私が聞いてて、自分が、「ああ、これってリタイアした人のための」と何となく思っていたこと、非常に遺憾だったなと思うんですけど、実際そういうつもりで世の中を見回してみると、例えば読書サークルであるとか、映画を観る会であるとか、あるいはもしかしたらスポーツのサークルなんかも、そういう思いを持ち、何かを学びたい、身につけたいと思っている人の集まったものというのは世の中にすごくたくさんあるんだろうなと思いますよね。だから、そういうものとうまく連携しながら、うまく行政が関わることで、意味付けを適切に与えつつ、広がりを持たせつつということで、この県民カレッジのあり方というのは、再考は必要だけれども、社会的な必要性はますます高まっているんだろうなというふうに思います。ぜひしっかりと教育審議会のほうで議論していただいて、いい県民カレッジの新しいあり方というのを見つけていただくということは、鳥取県の未来にとっても本当に必要なことだと思いますので、抜本的な議論が行われるように期待します。よろしくをお願いします。

[公開]

議案第1号 平成26年度末公立学校教職員人事異動方針について  
小中学校課長

○小中学校課長 はい。それでは再度、平成26年度末公立学校教職員人事異動方針についてお願いしたいと思います。先ほどご意見いただきました1ページの2番のところに、若手及び女性の登用に努めるという形にしました。それに伴いまして、はぐっていただきまして、取扱要領のほうの2ページの(1)の校長人事のところのAのところに、「若手及び女性の登用に努める」。同じように、4ページの市町村立の小・中・特別支援学校の人事異動取扱要領についての1番、1の(1)のAのところに、「若手及び女性の登用に努める」という形で入れさせていただきます。お願いいたします。

○委員長 いかがでしょうか。

○委員 かなり大きな変更ですね。

○委員 そうですね。

○委員 注目されるかも分かりませんね。

○委員 結果はすぐに出ないですけどね。

○教育長 そうですね。来年の人事に反映できない可能性もあるんですけども、将来的な候補者の育成も含めたところで、こういう方針のもとにしていくという打ち出しができるかと思いま

す。

○委員長 先ほどの話で、そもそも管理職を志望する人が少ないという話もありましたけれど、それはやはり理由があるはずです。そういう理由の部分も含めて、いろいろな人が女性も含めて登用できるような、そういう体制も検討していくことを当然の前提としながら、こういう文言が入るといいんじゃないかと思います。

○委員 今日、記者発表を行い、マスコミがどういう反応するかですね。

○委員長 じゃあ、よろしいですかね。はい。

○委員 いいですか。

○委員長 はい。

○委員 1つ質問したいんですけども、職員の採用のことです。試験の時には、面接と学力の試験をされると思うんですけども、学力の試験は、ウエイトは、どのぐらい占めるんですか。例えば、社会経験豊富な人を募集した場合、学力の成績が悪かったという人も多分いると思うんですよ。それで面接は受かったけれど、学力がちょっと良くないと言われて「落ちました」という声をたまに聞くことがあるんですけども、そのウエイトはどのぐらいかなと思いました。やっぱり社会経験豊富な人には、入ってほしいという思いもあって、どうでしょう。そこら辺の内訳が分かりましたら教えてください。

○小中学校課長 ちょっと今手元に資料がございませんので、詳しい説明ができかねますが。

○委員 すいません、突然に。

○小中学校課長 一次試験に学力検査といわゆる面接を、中学校と高校は行う形です。それから小学校は実技試験がございますので、一次試験の面接は小学校のほうはございませんので、筆記と実技試験です。ある程度専門性を見ていくということを一次試験で行っていますので、一定の割合の学力はやっぱり、ウエイトとしては持ち点で多くなります。筆記試験については350点満点です。小学校は350点満点で、中学校は300点満点、中・高の共通も300点満点、特別支援学校は350点満点。養護教諭が300点満点というかたちにしてあります。それから、3人の面接がありますので、教育討議というのは中学校・高校・養護教員は1日目にあります。ここは60点でございます。それから、全受験生に対しては2日目に集団面接を行います。これが小学校は360点。中学校は240点。中・高共通も240点。特別支援学校は360点。養護教諭が240点ということですので、得点で見ますと、小学校が筆記試験が350点。面接は360点というような割合で試験のほうは実施しております。

○委員 どちらかが基準に満たなければ、駄目ということですよ。

○小中学校課長 トータル的に見ていきますので、ある程度バランス良く取っていただかないといけない部分が出てくるかもしれませんが、二次試験に行く方も割合としては決して低くないとは思っております。

○委員 はい。大学院を出て、社会人になって、普通の民間の職業をやっていた方が、また、何年か経ってから受けると、すごく不利という話を聞いたことがあるんですよ。学力試験の免除はないでしょうか。

○小中学校課長 それはなかなか難しいです。

- 委員 そういいのはないですね。やっぱりハードルが高いつてことですね。
- 小中学校課長 学力の勉強はしていただかないといけません。
- 委員 そうですよ、分かりました。
- 小中学校課長 人物もちゃんと見るということで、面接もしっかりさせてもらっています。
- 委員 はい。分かりました。ありがとうございます。
- 委員 その方は、小学校、中学、高校、どの校種ですか。
- 委員 その人は小学校でした。
- 委員 小学校は、結構倍率が低かったですよね、今回。
- 小中学校課長 はい。このたびは、一次試験が終わって、実質2.8倍でした。それから、二次試験も、半分以上は受けられています。
- 委員 でも実際、社会経験を積まれた方は、現場ではとてもいいと思うので、学力試験をクリアするところが、ちょっと大変だったかもしれませんが、もう一回頑張ってもらいたいですね。
- 委員長 結果的に、2.8倍になるというのは、定数で切っているんですか。
- 小中学校課長 2.8倍ですか。
- 委員長 その一次、二次試験。
- 小中学校課長 一次を受けてきた時点で、例えば、85人の募集に対して、実際の出願があったのが、その2.8倍だったということです。
- 委員長 ああ、そうですか。一次で何人通すかは決めているんですか。
- 小中学校課長 大体、2倍程度はとっていいと思います。
- 委員長 2倍ぐらいで切るようにしているんですね。
- 小中学校課長 面接の二次試験のキャパもあるんですけど、大体それぐらいでは見てはおりません。
- 委員長 では、議案第1号については、よろしいでしょうか。
- (一同) はい。
- 委員長 はい。そのように決定いたします。では、次회가、12月22日月曜日ということで、よろしいでしょうか。
- (一同) はい。
- 委員長 それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会といたします。ご起立ください。お疲れさまでした。
- (一同) お疲れさまでした。